

平成31年第 I 回 短答式試験

解答解説・企業法

問題 1	問題 2	問題 3	問題 4	問題 5	問題 6	問題 7	問題 8	問題 9	問題 10
2	3	6	4	3	5	1	1	4	1
問題 11	問題 12	問題 13	問題 14	問題 15	問題 16	問題 17	問題 18	問題 19	問題 20
4	2	6	3	5	6	6	2	2	5

必ず得点したい問題 (解説では問題番号に *** を付しています。)

50%の正答率を確保したい問題 (解説では問題番号に ** を付しています。)

得点できなくてもよい問題 (解説では問題番号に * を付しています。)

想定合格ライン：70点/100点

$$(\text{④5点} \times 10 + \text{⑤5点} \times 8 \times 50\% = 70\text{点})$$

本試験、お疲れ様でした。

今回は、前年度に比べてやや易しくなった印象です。判例からの出題は前回より減少し、例年通りになりました。細かな内容中にはありましたが、ア～エのすべてが難しい問題は少なく、消去法で正答にたどり着けたのではないのでしょうか。

問題 1 重要性**

個人商人に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、商法の規定を変更し又は排除する特約はないものとする。(5点)

ア 鉱業を営む者は、商行為を行うことを業としない者であっても、商人とみなされる。

○

商法4条2項.

店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者又は鉱業を営む者は、商行為を行うことを業としない者であっても、これを商人とみなす。

イ 営業を譲り受けた商人（以下、「譲受人」という。）が、営業を譲渡した商人（以下、「譲渡人」という。）の営業によって生じた債務を引き受ける旨の広告をしたことにより、譲渡人の債務を弁済する責任を負う場合、譲受人の責任は、当該広告があった日後2年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。

×

商法18条1項. 2項.

譲受人が譲渡人の商号を引き続き使用しない場合において、譲渡人の営業によって生じた債務を引き受ける旨の広告をし、譲受人が前項の規定により譲渡人の債務を弁済する責任を負う場合には、譲渡人の責任は、広告があった日後二年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。

ウ 物品の賃貸を目的とする店舗の使用人は、当該使用人に対して商人が権限を与えていないことにつき相手方が悪意であった場合を除き、その店舗に在る物品の賃貸をする権限を有するものとみなされる。

○

商法26条

エ 代理商が、商人のために取引の代理又は媒介をしたことによって生じた債権の弁済期が到来しているときは、その弁済を受けるまでは、当該商人のために当該代理商が占有している物を留置することができるが、有価証券を留置することはできない。

×

商法31条

代理商は、取引の代理又は媒介をしたことによって生じた債権の弁済期が到来しているときは、その弁済を受けるまでは、商人のために当該代理商が占有する物又は有価証券を留置することができる。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 2 重要性**

商行為に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 他人から取得する有価証券の供給契約及びその履行のためにする有償取得を目的とする行為は、絶対的商行為に当たる。

○

商法501条2号.

イ 数人の者がその一人又は全員のために商行為となる行為によって債務を負担したときは、別段の意思表示がない限り、各債務者は、債権者に対し平等に分割された債務を負担する。

×

商法511条1項

数人の者がその一人又は全員のために商行為となる行為によって債務を負担したときは、その債務は、各自が連帯して負担する。

ウ 匿名組合契約は、匿名組合員と営業者との間に特約がない限り、当該匿名組合員の死亡によって終了する。

×

商法541条

契約解除の場合のほか、匿名組合契約は、次に掲げる事由によって終了する。

- 一 匿名組合の目的である事業の成功又はその成功の不能
- 二 営業者の死亡又は営業者が後見開始の審判を受けたこと。
- 三 営業者又は匿名組合員が破産手続開始の決定を受けたこと。

エ 倉庫営業者が寄託物について倉荷証券を発行した場合は、倉庫営業者は、倉荷証券の所持人に対してこれと引換えでなければ、寄託物の返還をすることを要しない。

○

575条→倉荷証券に準用

貨物引換証ニ依リ運送品ヲ受取ルコトヲ得ヘキ者ニ貨物引換証ヲ引渡シタルトキハ其引渡ハ運送品ノ上ニ行使スル権利ノ取得ニ付キ運送品ノ引渡ト同一ノ効力ヲ有ス

1. アイ
2. アウ
3. **アエ**
4. イウ
5. イエ
6. ウエ

問題 3 重要性***

創立総会に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 創立総会は、株式会社の設立の廃止については、決議をすることができない。

× **会社法66条**

創立総会は、この節に規定する事項及び株式会社の設立の廃止、創立総会の終結その他株式会社の設立に関する事項に限り、決議をすることができる。

イ 創立総会の決議は、当該創立総会において議決権を行使することができる設立時株主の議決権の過半数であって、出席した当該設立時株主の議決権の過半数をもって行う。

×

会社法73条1項

創立総会の決議は、当該創立総会において議決権を行使することができる設立時株主の議決権の過半数であって、出席した当該設立時株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行う。

ウ 設立時株主が創立総会の決議の取消しを求める訴えは、当該決議の日から3か月以内に提起しなければならない。

○

会社法831条1項

次の各号に掲げる場合には、株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあつては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）は、株主総会等の決議の日から三箇月以内に、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができる。

エ 設立時募集株式の引受人は、創立総会においてその議決権を行使した後は、強迫を理由として設立時発行株式の引受けの取消しをすることができない。

○

会社法102条6項

設立時募集株式の引受人は、株式会社の成立後又は創立総会若しくは種類創立総会においてその議決権を行使した後は、錯誤を理由として設立時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として設立時発行株式の引受けの取消しをすることができない。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 4 重要性***

種類株式発行会社でない株式会社の定款に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 発起設立において、発起人は、発行可能株式総数を定款で定めている場合には、株式会社の成立の時までに、その過半数の同意によって、当該発行可能株式総数についての定款の変更をすることができる。

会社法37条2項

発起人は、発行可能株式総数を定款で定めている場合には、株式会社の成立の時までに、その全員の同意によって、発行可能株式総数についての定款の変更をすることができる。

- イ 募集設立の場合において、設立時募集株式と引換えにする金銭の出資の払込みの期日以後の定款の変更は、創立総会の決議によらなければならない。

○

会社法95条96条

募集設立をする場合には、発起人は、設立時募集株式と引換えにする金銭の出資の払込みの期日又はその期間の初日のうち最も早い日以後は、定款の変更をすることができない。

創立総会においては、その決議によって、定款の変更をすることができる。

- ウ 株式会社の存続期間は、定款に記載し又は記録することができる。

○

会社法29条

絶対的記載事項の他、株式会社の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律の規定に違反しないものを記載し、又は記録することができる。

- エ 株式会社の公告方法は、定款に記載し又は記録しなければならない。

× 会社法939条1項

会社は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。

- 一 官報に掲載する方法
- 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 三 電子公告

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. **イウ** 5. イエ 6. ウエ

問題 5 重要性**

株主の権利の行使に関する利益の供与（株式会社又はその子会社の計算においてするものに限る。）に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。（5点）

ア 株式会社が特定の株主に対して無償で財産上の利益を供与したときは、当該株式会社は、株主の権利の行使に関し、財産上の利益の供与をしたものと推定される。

○

会社法120条2項

イ 株式会社の株主は、当該株式会社から株主の権利の行使に関して財産上の利益の供与を受けた者に対し、当該株式会社のために、供与された財産上の利益の返還を求める訴えを提起することができない。

×

会社法847条3項

株式会社が、株主による役員等に対する責任追及等の訴えの請求の日から六十日以内に責任追及等の訴えを提起しないときは、当該請求をした株主は、株式会社のために、責任追及等の訴えを提起することができる。

ウ 株式会社が、株主の権利の行使に関し、その子会社の計算において、財産上の利益の供与をしたときは、当該利益の供与をすることに関与した取締役は、その職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明しない限り、当該子会社に対して、連帯して、供与した利益の価額に相当する額を支払う義務を負う。

×

会社法120条3項、4項。

株式会社が利益供与禁止の規定に違反して財産上の利益の供与をしたときは、当該利益の供与を受けた者は、これを当該株式会社又はその子会社に返還しなければならない。

株式会社が利益供与禁止の規定に違反して財産上の利益の供与をしたときは、当該利益の供与をすることに関与した取締役は、当該株式会社に対して、連帯して、供与した利益の価額に相当する額を支払う義務を負う。

エ 株主の権利の行使に関してなされた株式会社による財産上の利益の供与に関与した取締役が、供与した利益の価額に相当する額を当該株式会社に対して支払う義務は、総株主の同意がなければ、免除することができない。

○

会社法120条5項

1. アイ 2. アウ 3. **アエ** 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 6 重要性***

種類株式発行会社でない株式会社が行う株式の分割又は株式無償割当てに関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 株式の分割によって1株に満たない端数が生じることはあるが、株式無償割当てによって1株に満たない端数が生じることはない。

×

会社法234条1項

次の各号に掲げる行為に際して当該各号に定める者に当該株式会社の株式を交付する場合において、その者に対し交付しなければならない当該株式会社の株式の数に一株に満たない端数があるときは、その端数の合計数に相当する数の株式を競売し、かつ、その端数に応じてその競売により得られた代金を当該者に交付しなければならない。

三 第百八十五条に規定する株式無償割当て 当該株式会社の株主

イ 自己株式は、株式の分割の対象となる。

○

会社法183条1項

自己株式を株式分割の対象外とする規定なし。

ウ 株式会社は、自己株式についても、株式無償割当てを行うことができる。

×

会社法186条2項

株主に無償で割り当てる株式の数又はその数の算定方法についての定めは、当該株式会社以外の株主の有する株式の数に応じて株式を割り当てることを内容とするものでなければならない。

エ 株式の分割又は株式無償割当てによって発行済株式の数が増加しても、資本金の額は増加しない。

○

株式の分割や株式無償割当てによって会社財産は増加せず、資本金の額は増加しない。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. **イエ** 6. ウエ

問題 7 重要性***

募集株式の発行に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 募集事項として払込期間が定められた場合、募集株式の引受人は、その期間内において出資の履行をした日に、募集株式の株主となる。

○

会社法209条1項2号

募集株式の引受人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日に、出資の履行をした募集株式の株主となる。

二 募集株式と引換えにする金銭の払込み又は金銭以外の財産を出資の目的とするときの財産の給付の期日又はその期間を定めた場合 出資の履行をした日

イ 株式会社が、募集株式の発行に際して株主に株式の割当てを受ける権利を与えた場合において、当該株主は、当該募集株式の引受けの申込期日までに申込みをしないときは、当該募集株式の割当てを受ける権利を失う。

○

会社法204条4項

株主に株式の割当てを受ける権利を与えた場合において、株主が募集株式の引受けの申込みの期日までに申込みをしないときは、当該株主は、募集株式の割当てを受ける権利を失う。

ウ 募集株式の引受人は、株主となった日からその株式について権利を行使せずに6か月を経過した後は、詐欺を理由として、当該募集株式の引受けの取消しをすることができない。

×

会社法211条2項

募集株式の引受人は、株主となった日から一年を経過した後又はその株式について権利を行使した後は、錯誤を理由として募集株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として募集株式の引受けの取消しをすることができない。

エ 公開会社でない株式会社において、株主割当てによって募集株式を発行する場合には、募集事項は取締役（取締役会設置会社の場合は取締役会）が決定する。

×

会社法202条3項4号

株式の割当てに関する事項を定める場合には、募集事項及び株式の割当てに関する事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法によって定めなければならない。

一 当該募集事項及び株式の割当てに関する事項を取締役の決定によって定めることができる旨の定款の定めがある場合（株式会社が取締役会設置会社である場合を除く。） 取締役の決定

二 当該募集事項及び株式の割当てに関する事項を取締役会の決議によって定めることができる旨の定款の定めがある場合（次号に掲げる場合を除く。） 取締役会の決議

三 株式会社が公開会社である場合 取締役会の決議

四 前三号に掲げる場合以外の場合 株主総会の決議

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 8 重要性***

監査等委員会設置会社に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 監査等委員会設置会社は、会計監査人を置かなければならない。

○

会社法327条5項

監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、会計監査人を置かなければならない。

イ 監査等委員である取締役は、監査等委員会設置会社の子会社の会計参与を兼ねることができない。

○

会社法331条3項

監査等委員である取締役は、監査等委員会設置会社若しくはその子会社の業務執行取締役若しくは支配人その他の使用人又は当該子会社の会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役を兼ねることができない。

ウ 監査等委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。

× 会社法329条1項,2項

役員（取締役、会計参与及び監査役をいう。）及び会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

監査等委員会設置会社においては、取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別してしなければならない。

エ 監査等委員会設置会社には、1人又は2人以上の執行役を置かなければならない。

× 会社法402条1項

指名委員会等設置会社には、一人又は二人以上の執行役を置かなければならない。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. **イウ** 5. イエ 6. ウエ

問題 9 重要性*

株主総会に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 公開会社でない取締役会設置会社において、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議によっても代表取締役を定めることができる旨の定款の定めは無効である。

×

公開会社でない取締役会設置会社において、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議によっても代表取締役を定めることができる旨の定款の定めは有効である。(最判平29.2.21.)

イ ある株主に対する招集通知の欠如は、全ての株主に対する関係において取締役の職務上の義務違反を構成する。

○

最判平9.9.9.

ウ 役員選任の株主総会決議取消しの訴えが係属中、当該決議に基づいて選任された取締役ら役員が全て任期満了により退任し、その後の株主総会の決議によって取締役ら役員が新たに選任された場合には、特段の事情のない限り、当該取消しの訴えは実益を失い、訴えの利益を欠くに至る。

○

最判昭45.4.2.

エ 株主総会決議は、定款に別段の定めがない限り、議案に対する賛成の議決権数が決議の成立に必要な数に達したことを明白にするため、挙手、起立、投票等の採決の手續を採らなければならない。

×

株主総会決議は、定款に別段の定めがない限り、議案に対する賛成の議決権数が決議の成立に必要な数に達したことを明白となったときに成立し、その方法は議長の合理的裁量に委ねられている。(最判昭42.7.25.)

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. **イウ** 5. イエ 6. ウエ

問題10 重要性***

取締役会設置会社以外の株式会社（種類株式発行会社を除く。）の株主総会に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。（5点）

ア 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

○

会社法295条1項

イ 株主総会に出席しない株主が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる旨を定めていないときは、当該株主総会の招集の通知を書面又は電磁的方法以外の方法ですることができる。

○

会社法299条2項.3項

次に掲げる場合には、株主総会の招集の通知は、書面でしなければならない。

一 株主総会に出席しない株主が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることを定めた場合

二 株式会社が取締役会設置会社である場合

取締役は、書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、株主の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該取締役は、書面による通知を発したものとみなす。

ウ 6か月前から引き続き株式を有する株主に限り、取締役に対し、一定の事項を株主総会の目的とすることを請求することができる。

×

会社法303条1項

株主は、取締役に対し、一定の事項を株主総会の目的とすることを請求することができる。

エ 株主総会は、取締役が定めた当該株主総会の目的である事項以外の事項について決議をすることはできない。

×

会社法309条5項反対解釈

取締役会設置会社においては、株主総会は、取締役が定めた株主総会の目的である事項以外の事項については、決議をすることができない。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題11 重要性***

株式会社の会計参与に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 会計参与は、弁護士若しくは弁護士法人又は公認会計士若しくは監査法人でなければならない。

×

会社法333条1項

会計参与は、公認会計士若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人でなければならない。

イ 株式会社又はその子会社の監査役は、当該株式会社の会計参与となることができない。

○ 会社法333条3項1号

次に掲げる者は、会計参与となることができない。

一 株式会社又はその子会社の取締役、監査役若しくは執行役又は支配人その他の使用人

ウ 監査役設置会社における会計参与の法定の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。

○

会社法334条1項、332条1項

第三百三十二条（取締役の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。）の規定は、会計参与の任期について準用する。

エ 取締役会設置会社における会計参与の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、取締役会の決議によってこれを定める。

×

会社法379条1項

会計参与の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。

1. アイ 2. **アウ** 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題12 重要性**

株式会社の役員等がその任務を怠ったときに当該株式会社に対して負う損害賠償責任（以下、「任務懈怠責任」という。）の一部を株主総会の特別決議によって免除する場合（以下、「一部免除」という。）に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。（5点）

ア 取締役が自己のために株式会社と取引をした場合に、当該取引から生じた当該取締役の任務懈怠責任は、一部免除の対象とはならない。

○

会社法428条1項

取締役が自己又は第三者のために株式会社と取引をしようとする取引（自己のためにした取引に限る。）をした取締役又は執行役の株式会社に対する損害賠償責任は、任務を怠ったことが当該取締役又は執行役の責めに帰することができない事由によるものであることをもって免れることができない。

責任の一部免除・取締役等による免除に関する定款の定め・責任限定契約の規定は、前項の責任については、適用しない。

イ 株式会社に最終完全親会社等があり、取締役の任務懈怠責任が特定責任であるときは、同責任は、最終完全親会社等の株主総会の特別決議による一部免除の対象とはならない。

×

会社法425条1項柱書かつこ書

役員等の株式会社に対する損害賠償責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から最低責任限度額を控除して得た額を限度として、株主総会（株式会社に最終完全親会社等がある場合において、当該責任が特定責任であるときにあっては、当該株式会社及び当該最終完全親会社等の株主総会。）の決議によって免除することができる。

ウ 指名委員会等設置会社の執行役の任務懈怠責任は、一部免除の対象となる。

○

会社法423条1項

取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人（「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

エ 会計監査人の任務懈怠責任は、一部免除の対象とはならない。

×

会社法423条1項

取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人（「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

会社法425条1項

役員等の株式会社に対する損害賠償責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から最低責任限度額を控除して得た額を限度として、株主総会の決議によって免除することができる。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題13 重要性**

指名委員会等設置会社における報告義務に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、定款に別段の定めはないものとする。(5点)

ア 執行役は、取締役会に対し、他の執行役を代理人として、自己の職務の執行の状況を報告させることはできない。

×

会社法417条4項

執行役は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を取締役会に報告しなければならない。この場合において、執行役は、代理人（他の執行役に限る。）により当該報告をすることができる。

イ 指名委員会等の委員は、各自、遅滞なく、自己の職務の執行の状況を取締役会に報告しなければならない。

×

会社法417条3項

指名委員会等がその委員の中から選定する者は、遅滞なく、当該指名委員会等の職務の執行の状況を取締役会に報告しなければならない。

ウ 執行役は、指名委員会等設置会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、当該事実を監査委員に報告しなければならない。

○

会社法419条1項

エ 執行役、取締役、会計参与又は会計監査人が委員の全員に対して指名委員会等に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を指名委員会等へ報告することを要しない。

○

会社法414条

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題14 重要性***

株式会社が行った剰余金の配当により株主に対して交付された金銭等（以下、「配当財産」という。）の帳簿価額の総額が、当該剰余金の配当がその効力を生ずる日における分配可能額を超えた場合（以下、この場合における剰余金の配当を「違法配当」という。）に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。（5点）

- ア 違法配当に関する職務を行った業務執行者が、当該株式会社に対し、当該配当財産の帳簿価額に相当する金銭を支払う義務は、総株主の同意がある場合は、当該剰余金配当の時における分配可能額を限度として免除することができる。

会社法462条3項

- イ 違法配当に関する職務を行った業務執行者のうち、当該違法配当により配当財産を交付した取締役は、その職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときであっても、当該配当財産の帳簿価額に相当する金銭を当該株式会社に対し支払う義務を免れることができない。

会社法462条2項

業務執行者及び1項各号に定める者は、その職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、配当財産の帳簿価額に相当する金銭を当該株式会社に対し支払う義務を負わない。

- ウ 違法配当により配当財産の交付を受けた株主は、当該株式会社に対し、当該配当財産の帳簿価額に相当する金銭を支払った後でなければ、その有する株式について、株主の権利を行使することができない。

規定なし

- エ 当該株式会社の債権者は、違法配当により配当財産の交付を受けた株主に対し、当該配当財産の帳簿価額に相当する金銭を、当該債権者が当該株式会社に対して有する債権額の範囲内で、支払わせることができる。

会社法463条2項

株式会社の債権者は、剰余金の配当等に関する責任の規定により支払義務を負う株主に対し、その交付を受けた金銭等の帳簿価額（当該額が当該債権者の株式会社に対して有する債権額を超える場合にあっては、当該債権額）に相当する金銭を支払わせることができる。

1. アイ 2. アウ 3. **アエ** 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題15 重要性**

持分会社に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、定款に別段の定めはないものとする。(5点)

ア 持分会社の業務を執行する社員は、当該社員以外の社員の過半数の承認を受けなければ、当該持分会社の事業と同種の事業を目的とする株式会社の取締役となることができない。

×

会社法594条1項2号

業務を執行する社員は、当該社員以外の社員の全員の承認を受けなければ、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

二 持分会社の事業と同種の事業を目的とする会社の取締役、執行役又は業務を執行する社員となること。

イ 持分会社の業務を執行する社員が自己又は第三者のために当該持分会社と取引をしようとするときは、当該社員以外の社員の過半数の承認を受けなければならない。

○

会社法595条1項1号

業務を執行する社員は、次に掲げる場合には、当該取引について当該社員以外の社員の過半数の承認を受けなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

一 業務を執行する社員が自己又は第三者のために持分会社と取引をしようとするとき。

ウ 持分会社の支配人の選任及び解任は、総社員の同意をもって決定する。

×

会社法591条2項

支配人の選任及び解任は、社員の過半数をもって決定する。

エ 持分会社の業務を執行する社員は、当該持分会社又は他の社員の請求があるときは、いつでもその職務の執行の状況を報告しなければならない。

○

会社法593条3項

業務を執行する社員は、持分会社又は他の社員の請求があるときは、いつでもその職務の執行の状況を報告し、その職務が終了した後は、遅滞なくその経過及び結果を報告しなければならない。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. **イエ** 6. ウエ

問題16 重要性***

社債に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。
(5点)

ア 社債発行会社は、社債原簿に関する事務を行うことを委託するために、社債原簿管理人を定めなければならない。

×

会社法683条

会社は、社債原簿管理人を定め、当該事務を行うことを委託することができる。

イ 社債発行会社は、社債券を発行する旨の定めがある社債を発行した場合には、社債権者からの請求がある時までは、社債券を発行しないことができる。

×

会社法696条

社債発行会社は、社債券を発行する旨の定めがある社債を発行した日以後遅滞なく、当該社債に係る社債券を発行しなければならない。

ウ 会社が社債を発行する場合において、各社債の金額が1億円以上であるときは、社債管理者を設置することを要しない。

○

会社法702条ただし書

会社は、社債を発行する場合には、社債管理者を定め、社債権者のために、弁済の受領、債権の保全その他の社債の管理を行うことを委託しなければならない。ただし、各社債の金額が一億円以上である場合その他社債権者の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合は、この限りでない。

エ 社債権者集会の決議によって代表社債権者を選任するには、議決権者の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。

○

会社法724条2項

社債権者集会において次に掲げる事項を可決するには、議決権者の議決権の総額の五分之一以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の三分の二以上の議決権を有する者の同意がなければならない。

二 社債の全部の支払の猶予、その債務不履行責任の免除又は和解、訴訟行為等、代表社債権者の選任等、決議執行者の選定及び代表社債権者等の解任等の規定により社債権者集会の決議を必要とする事項

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題17 重要性**

株式会社の組織再編に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 二以上の株式会社が共同して株式移転をする場合には、当該二以上の株式会社は株式移転契約を締結しなければならない。

×

会社法772条2項

二以上の株式会社が共同して株式移転をする場合には、当該二以上の株式会社は、共同して株式移転計画を作成しなければならない。

イ 新設分割に際して、分割対価の全てを金銭とすることができる。

×

会社法763条1項6号.8号

新設型組織再編行為である新設分割では、分割の対価として金銭を交付できず、対価は新設分割設立株式会社の株式、新設分割設立株式会社の社債等となる。

ウ 吸収合併の存続会社において、反対株主による株式買取請求に係る株式の買取りの効力が生ずるのは、当該吸収合併の効力発生日である。

○

会社法798条6項

株式買取請求に係る株式の買取りは、効力発生日に、その効力を生ずる。

エ 株式交換において、完全親会社となる株式会社が完全子会社となる株式会社の特別支配会社である場合、完全子会社となる株式会社においては、特別支配会社以外の株主全員が株式買取請求権を有する。

○

会社法785条1項.2項2号

吸収合併等をする場合には、反対株主は、消滅株式会社等に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

反対株主とは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める株主をいう。

二 前号に規定する場合以外の場合 全ての株主（当該特別支配会社を除く。）

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題18 重要性*

会社の組織に関する訴えに係る請求を認容する確定判決に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 株式移転の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したことは、株式移転設立完全親会社の清算の開始原因となる。

○

会社法475条3号

株式会社は、次に掲げる場合には、この章の定めるところにより、清算をしなければならない。

三 株式移転の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

イ 新設分割の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したことは、新設分割設立株式会社の清算の開始原因となる。

×

会社法475条

新設分割の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合、新設分割は将来に向かって無効となり、新設分割設立会社は清算手続きを経ることなく解散・消滅する。

ウ 持分会社の設立の取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定したことは、当該持分会社の清算の開始原因となる。

○

会社法644条3号

持分会社は、次に掲げる場合には、この章の定めるところにより、清算をしなければならない。

三 設立の取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

エ 新設合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したことは、新設合併設立株式会社の清算の開始原因となる。

×

会社法475条

新設合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合、新設合併は将来に向かって無効となり、新設合併設立会社は清算手続きを経ることなく解散・消滅する。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題19 重要性***

金融商品取引法上の確認書及び内部統制報告書に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 上場会社等は、四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを確認した旨を記載した確認書を、当該四半期報告書と併せて内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 〇

金商法24条の4の2第1項. 24条の4の8第1項

- イ 内閣総理大臣に提出された確認書は、公衆の縦覧に供されない。

×

金商法25条1項5号

内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる書類を、当該縦覧書類を受理した日から当該各号に定める期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

五 第二十四条の四の二の規定による確認書及びその訂正確認書 五年

- ウ 内閣総理大臣に提出された内部統制報告書は、公衆の縦覧に供される。

〇 金商法25条1項6号

内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる書類を、当該縦覧書類を受理した日から当該各号に定める期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

六 内部統制報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書 五年

- エ 重要な事項について虚偽の記載がある内部統制報告書の提出会社の役員等の損害賠償責任については、金融商品取引法に規定されていない。

×

金商法24条の4の6

第二十二条の規定は、内部統制報告書（その訂正報告書を含む。）のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合について準用する。

金商法22条

有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、第二十一条第一項第一号及び第三号に掲げる者は、当該記載が虚偽であり、又は欠けていることを知らずに取得した者又は処分した者に対し、記載が虚偽であり、又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題20 重要性**

公開買付けに関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。
(5点)

ア 対象者は、内閣総理大臣に提出する意見表明報告書において、公開買付けに応募することを勧めるか否かを明らかにしなければならない。

×

公開買付府令25条2項

法第二十七条の十第一項の規定により意見表明報告書を提出すべき対象者は、第四号様式により意見表明報告書を三通作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

第四号様式(3)a

a 意見の内容については、例えば「公開買付けに応募することを勧める。」、「公開買付けに応募しないことを勧める。」、「公開買付けに対し中立の立場をとる。」、「意見の表明を留保する。」等わかりやすく記載すること。

イ 応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも、当該公開買付けに係る契約の解除をすることができる。

○

金商法27条の12第1項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも、当該公開買付けに係る契約の解除をすることができる。

ウ 公開買付者は、公開買付期間中においては、いつでも、当該公開買付けに係る申込みを撤回することができる。

×

金商法27条の11第1項

公開買付者は、公開買付開始公告をした後においては、公開買付けに係る申込みの撤回及び契約の解除を行うことができない。

エ 公開買付者は、買付予定の株券等の数を減少させる買付条件の変更を行うことができない。

○

金商法27条の6第1項2号

公開買付者は、次に掲げる買付条件等の変更を行うことができない。

二 買付予定の株券等の数の減少

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. **イエ** 6. ウエ